

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

法令名	公益信託ニ関スル法律		
根拠条項	第2条第1項		
許認可等の種類	公益を目的とする信託の許可		
法令の定め	(公益信託ニ関スル法律) 信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ		
審査基準	公益信託の引受け許可審査基準等について(別紙4)		
標準処理期間	総期間	30	回・月 (注: 休日は含まない。)
	経由機関		日・月 ()
	協議機関		日・月 ()
	処分機関	30	回・月 ()
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課		(電話番号: 011-206-6362)
申請先	同上		(電話番号:)
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ (電話番号:)		
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekishintakuseido.htm)		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

法令名	公益信託ニ関スル法律		
根拠条項	第6条		
許認可等の種類	公益信託の変更、併合又は分割の許可		
法令の定め	(公益信託ニ関スル法律) 公益信託ニ付信託ノ変更又ハ信託ノ併合若ハ信託ノ分割ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス		
審査基準	公益信託の引受け許可審査基準等について(別紙4)		
標準処理期間	総期間	20	□・月 (注: 休日は含まない。)
	経由機関		日・月 ()
	協議機関		日・月 ()
	処分機関	20	□・月 ()
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課		(電話番号: 011-206-6362)
申請先	同上		(電話番号:)
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ (電話番号:)		
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekishintakuseido.htm)		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

法令名	公益信託ニ関スル法律		
根拠条項	第7条		
許認可等の種類	公益信託の受託者の辞任許可		
法令の定め	(公益信託ニ関スル法律) 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得		
審査基準	未設定 (あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。)		
標準処理期間	総期間	10	回・月 (注: 休日は含まない。)
	経由機関		日・月 ()
	協議機関		日・月 ()
	処分機関	10	回・月 ()
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課		(電話番号: 011-206-6362)
申請先	同上		(電話番号:)
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ (電話番号:)		
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekishintakuseido.htm)		

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

法令名	信託法、公益信託ニ関スル法律																
根拠条項	信託法第 74 条第 6 項（第 70 条、第 57 条第 2 項）、公益信託ニ関スル法律第 8 条																
許認可等の種類	公益信託の信託財産管理者等の辞任の許可の申請																
法令の定め	<p>（信託法）</p> <p>信託財産管理者（信託財産法人管理人）は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。</p> <p>（公益信託ニ関スル法律）</p> <p>公益信託ニ付テハ信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法ニ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ属ス（以下略）</p>																
審査基準	未設定（あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。）																
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>未設定</td> <td>日・月</td> <td>（注：休日は含まない。）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>（</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>（</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>（</td> </tr> </table>	総期間	未設定	日・月	（注：休日は含まない。）	経由機関		日・月	（	協議機関		日・月	（	処分機関		日・月	（
総期間	未設定	日・月	（注：休日は含まない。）														
経由機関		日・月	（														
協議機関		日・月	（														
処分機関		日・月	（														
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課（電話番号： 011-206-6362 ）																
申請先	同上（電話番号： ）																
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ（電話番号： ）																
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekishintakuseido.htm ）																

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

法令名	信託法、公益信託ニ関スル法律																				
根拠条項	信託法第 128 条第 2 項（第 57 条第 2 項）、公益信託ニ関スル法律第 8 条																				
許認可等の種類	公益信託の信託管理人の辞任の許可																				
法令の定め	<p>（信託法） 信託財産法人管理人は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。</p> <p>（公益信託ニ関スル法律） 公益信託ニ付テハ信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法ニ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ属ス（以下略）</p>																				
審査基準	未設定（あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。）																				
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>未設定</td> <td>日・月</td> <td>（注：休日は含まない。）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>（</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>（</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>（</td> <td>）</td> </tr> </table>	総期間	未設定	日・月	（注：休日は含まない。）	）	経由機関		日・月	（	）	協議機関		日・月	（	）	処分機関		日・月	（	）
総期間	未設定	日・月	（注：休日は含まない。）	）																	
経由機関		日・月	（	）																	
協議機関		日・月	（	）																	
処分機関		日・月	（	）																	
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課（電話番号： 011-206-6362 ）																				
申請先	同上（電話番号： ）																				
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ（電話番号： ）																				
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekishintakuseido.htm ）																				